

指宿市告示第123号

都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条の5第1項の規定により、道の駅いぶすき整備・管理運営事業の公募設置等計画を認定したので、同条第2項の規定により、次のとおり公示する。

令和8年8月4日

指宿市長 打越 明司



1 公募設置等計画の提出者

株式会社オリエンタルコンサルタンツ 鹿児島事務所

2 認定をした日

令和8年8月4日

3 認定の有効期間

公募対象公園施設の着手日から20年間

4 指定した公募対象公園施設の場所

指宿市観音崎公園（道の駅いぶすき）

